

## 平成25年度事業報告

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

公益財団法人愛媛県学校給食会

### <事業活動>

#### I 公益目的事業

##### 1 学校給食用物資の安定供給に関する事業

###### (1) 概況

当法人は、県内津々浦々まで、学校給食が実施される学校（以下「学校」という。）に対して（学校給食共同調理場を経由する場合を含む。以下同じ。）、基本物資（米、パン、麦、牛乳及びみかん果汁をいう。以下同じ。）及び一般物資（基本物資以外の物資をいう。以下同じ。）を、年間を通じて供給し、その対価収入を財源として運営している。

なお、25年5月に実施した学校給食用牛乳需要実態調査によれば、学校給食人口は123,894人であった。

年度	学校給食人口	給食物資供給収入	基本物資供給額	一般物資供給額
23	129,060人	2,045,590千円	1,661,518千円	384,071千円
24	126,157	2,129,139	1,733,857	395,282
25	123,894	2,090,841	1,708,953	381,888

###### (2) 基本物資の供給

###### ア 米穀

学校給食用米穀の供給については、年間需要総量を賄うことができる事業者である全国農業協同組合連合会愛媛県本部との間で、25年4月1日付けで学校給食用米穀売買契約を締結した。

米については、地産地消の観点から、東予・中予・南予の地域産米を各地域内の学校に対して供給することを基本とし、均質性・平等性を確保するため、地域産米の規格と価格は、県内同一とする。その一方で、「地元市町産米を使いたい」との要請にも柔軟に対応し、県内学校給食需要のほぼ全量を供給するというのが、契約の趣旨である。

### 第3回評議員会

一方、年間需要総量の玄米のとう精が可能で、独自の配送ルートを持つ株式会社ひめライスとの間で、25年4月1日付けで学校給食用米穀精米委託契約を締結した。

とう精し、ビタミン強化措置を講じ、穀物検定を受けた米穀を、同社の配送ルートによって学校及び学校給食共同調理場（以下「学校等」という。）又は委託炊飯施設へ配送するというのが、契約の趣旨である。

平成25年度における精米1kg当たり税抜供給価格は、次の表のとおりであった。

（単位：円）

区分	地 域	24年産米		25年産米	
		銘 柄	価 格	銘 柄	価 格
地域産米	東予 中予 南予	愛のゆめ等	329.10	ヒノヒカリ等	287.90
地 元 産 米	四国中央市	特裁米コシヒカリ	363.70	特裁米コシヒカリ	326.50
	新居浜市	ヒノヒカリ	331.70	ヒノヒカリ	291.60
	西条市西条	コシヒカリ	348.10	コシヒカリ	304.20
	西条市周桑	あきたこまち	333.60	あきたこまち	291.20
	今治市旧今治市	特裁米ヒノヒカリ	380.10	特裁米ヒノヒカリ	343.30
	今治市旧越智郡陸地部	特裁米きぬむすめ	380.10	特裁米きぬむすめ	343.30
	今治市旧越智郡島嶼部	特裁米ヒノヒカリ等	380.10	特裁米ヒノヒカリ等	343.30
	東温市	あきたこまち	341.40	コシヒカリ	307.60
	伊予市	愛のゆめ	339.50	ヒノヒカリ	289.30
	松前町	特裁米ヒノヒカリ	353.70	特裁米ヒノヒカリ	304.80
	内子町	あきたこまち	330.60	ヒノヒカリ	291.60
	大洲市	あきたこまち	332.80	ヒノヒカリ	289.30
	西予市	コシヒカリ	352.50	コシヒカリ	315.40
	鬼北町	特裁米コシヒカリ	368.20	特裁米コシヒカリ	327.60
	松野町	(地域産米)	329.10	コシヒカリ	308.70
	愛南町	コシヒカリ	341.40	コシヒカリ	304.20

注 各銘柄の等級は1等又は2等ではあるが、比率は一律ではない。

炊飯設備のない学校に対しては、委託炊飯施設から米飯を供給した。

25年度における学校給食用米飯の委託炊飯施設の選定については、あらかじめ候補となる施設から徴した概要調書に基づいて作成した選定案を、25年3月12日付け愛学給第39号によって県教育委員会教育長に対して通知し、これに対して25年3月15日付け教保第661号によって、承知した旨の回答を得た。

### 第3回評議員会

当法人は、こうして選定した委託炊飯施設3施設との間で炊飯業務委託契約を、25年4月1日付けで締結した。

当法人は委託炊飯施設に対して精米を供給して炊飯業務を委託し、委託炊飯施設は炊飯した御飯を学校に配送するというのが、炊飯業務委託契約の趣旨である。

平成25年度における米飯1kg当たり税抜供給価格は、次の表のとおりであった。  
(単位：円)

地 域	24年産米	25年産米
新居浜市	614.50	574.40
伊予市	622.30	572.10
松前町	636.50	587.60
大洲市	510.80	467.30
宇和島市	550.10	508.90

なお、年間需給計画に基づいて、新米の収穫時期に供給計画総量を確保することにより、安定的かつ安価に供給できている。

年度	米穀供給量	米穀供給額
23	1,139 t	354,155 千円
24	1,156	403,638
25	1,120	396,073

#### イ パン

25年度における学校給食用パンの委託加工工場の選定については、あらかじめ候補となる製パン工場から徴した概要調書に基づいて作成した選定案を、25年3月12日付け愛学給第39号によって県教育委員会教育長に対して通知し、これに対して25年3月15日付け教保第661号によって、承知した旨の回答を得た。

当法人は、こうして選定した委託加工工場13工場との間で、パン加工委託契約を25年4月1日付けで締結した。

当法人が委託加工工場に対して、ビタミン強化措置を講じた小麦粉、ショートニング、砂糖等の主要な原材料を供給して製パンを委託し、委託加工工場はこれらを使ってパンを製造し、学校に配送するというのが、パン加工委託契約の趣旨である。

パンの均質性・平等性を確保するため、輸入小麦粉を使った当日焼きのコッペパンを基本（標準パン）とし、量目ごとに県内同一価格とした。

### 第3回評議員会

一方、米粉パンや、地産地消の観点から県内産裸麦粉やみかん果汁を使ったパンを「多様化パン」として、学校が選択できるようにもした。

25年度における学校給食用パンの原料配合割合は、次の表のとおりであった。

(主要原料である小麦粉等の重量を100とした場合の割合)

種類 原材料	コ ツ ペ パ ン	食 パ ン	み か ん パ ン	み か ん ル パ ン	裸 麦 粉 パ ン	米 粉 パ ン
小麦粉	100	100	100	100	80	
裸麦粉					20	
米粉ミックス粉						100
水	60	62			64	70
みかん果汁			62	62		
伊予柑ピール			6			
ショートニング	6	6	6	6	6	6
脱脂粉乳	6	6	6	6	6	6
砂糖	5	5	6	6	5	5
イースト	3	3	4	4	3	3
塩	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8

また、25年度における学校給食用パン1個当たり税抜供給価格は、次の表のとおりであった。

(単位：円)

種類 規格	コ ツ ペ パ ン	食 パ ン	み か ん パ ン	み か ん ル パ ン	裸 麦 粉 パ ン	米 粉 パ ン
40 g	36.00	39.00	47.40	44.90	37.50	44.30
55 g	38.70	41.70	53.20	49.80	40.80	50.10
65 g	40.50	43.50	57.10	53.00	42.90	53.90
75 g	42.30	45.30	61.00	56.30	45.00	57.80
85 g	44.40	47.40	65.20	59.90	47.60	62.00
100 g	47.20	50.20	71.10	64.90	51.00	67.90

第3回評議員会

(参考) コッペパンとの 価格差要素		加工賃	加工賃 果汁代 ピール代 砂糖代差額 練込代	加工賃 果汁代 砂糖代差額 練込代	裸麦粉代差 額	米粉代差額
別途費用	包装代	包装代	包装代	包装代	包装代	包装代

注 「規格」の欄の数値は、主原料である小麦粉の重量をもって表されるパンの大きさであり、昭和61年3月3日付け文体給第76号文部省体育局長通知で示された「学校給食の標準食品構成表」には次のとおり定められていた。

幼 児 の 場 合 : 55 g  
 児 童 ( 6 ~ 7 歳 ) の 場 合 : 55 g  
 児 童 ( 8 ~ 9 歳 ) の 場 合 : 65 g  
 児 童 ( 10 ~ 11 歳 ) の 場 合 : 75 g  
 中 学 校 生 徒 の 場 合 : 85 g  
 夜 間 定 時 制 高 等 学 校 生 徒 の 場 合 : 85 g

25年度には、パンの規格に関して次のような動きがあった。

25年1月30日付け24文科ス第494号文部科学省スポーツ・青少年局長通知において、同日付けで学校給食実施基準の一部改正が行われ、同年4月1日から施行されることが通知されたが、あわせて次の2点についても示された。

- ① 身体活動レベルについては、「食生活等実態調査」において得られた結果と「食事摂取基準(2010年版)」に示される値が従来より減となったことを勘案し、従来、一律1.75であったものを児童(6歳~7歳)は1.65、児童(8歳~11歳)及び生徒(12歳~14歳)は1.7としたこと。
- ② 改正に当たっては同省に調査研究協力者会議を設置して検討を行ったので、同会議による「学校給食摂取基準」を参考にすること。

同会議による「学校給食の摂取食品構成基準表」には次のとおり掲げられている。

幼 児 の 場 合 : 40 g  
 児 童 ( 6 歳 ~ 7 歳 ) の 場 合 : 40 g  
 児 童 ( 8 歳 ~ 9 歳 ) の 場 合 : 50 g  
 児 童 ( 10 歳 ~ 11 歳 ) の 場 合 : 70 g  
 生 徒 ( 12 歳 ~ 14 歳 ) の 場 合 : 80 g  
 夜 間 過 程 を 置 く 高 等 学 校 及 び  
 特 別 支 援 学 校 の 生 徒 の 場 合 : 80 g

この変更を受けたパンの重量規格の変更が必要であれば、26年度には対応できるように、25年7月には、愛媛県学校栄養士協議会に対して取扱方針を照会した。

8月には、同協議会から、新基準に沿った重量規格が望まれるとの回答があった。

### 第3回評議員会

なお、8月には、宇和島市の一部にパンを供給していた委託加工工場が、経営者の急逝により廃業に至ったため、大洲市等にパンを供給している委託加工工場が業務を分担承継して、供給に支障が出ないようにした。

年度	主原料(小麦粉、米粉等)供給量	パン供給額
23	484 t	317,813 千円
24	509	331,420
25	483	320,710

また、学校給食用パンの配送費用が一定基準を超えた委託加工工場に対しては、25年度末に特別輸送費を補助した。

25年度輸送費 14,215 千円のうち、特別輸送費 3,539 千円
-------------------------------------

#### ウ 牛乳

##### (7) 県知事が定める学校給食用牛乳の供給価格

学校給食用牛乳供給事業は、次の定めに基づいて実施されている。

- ① 学校給食用牛乳供給対策要領（平成15年9月30日付け15生畜第2865号農林水産省生産局長通達）
- ② 学校給食用牛乳供給事業実施要綱（平成15年10月1日付け15畜機第48号。以下「実施要綱」という。）
- ③ 愛媛県学校給食用牛乳供給実施方針（平成12年11月22日付け畜第872号。以下「実施方針」という。）
- ④ 愛媛県酪農業協同組合連合会（以下「県酪連」という。）が定めた学校給食用牛乳供給事業実施要領（平成15年10月30日付け愛酪連発第223号。以下「実施要領」という。）

25年度における学校給食用牛乳の供給事業者及び供給価格を愛媛県知事が決定するために実施方針に定める適正運営委員として、25年2月26日、当法人から先野事務局長が出席し、見積価格調書の開封・比較に立会した。

なお、25年度においては同様に、26年2月27日に出席、立会した。

愛媛県知事が定めた供給事業者工場名及び供給価格は、市町教育委員会教育長及び関係する国立・県立・私立学校の長に対して通知され、当法人に対しては、

### 第3回評議員会

25年3月4日付け24畜第1431号愛媛県農林水産部長通知「平成25年度学校給食用牛乳供給事業に係る供給業者及び保護者負担額の算定基礎となる供給価格の決定について」をもって通知された。

通知の内容は、供給事業者工場名は、県内10地区とも「四国乳業(株)本社工場」であり、供給価格（保護者負担額の算定基礎となる県平均価格）は、牛乳200cc1本当たり43.05円（補助金は含まない。）であった。

この県平均価格は、25年度における地区ごとの落札納入価格を各地区の供給予定数量（本数）によって加重平均したものである。

#### (イ) 学校給食用牛乳売買契約

当法人は、実施要綱に定めるところにより、牛乳給食を実施する学校の設置者からあらかじめ委任を受けて、四国乳業株式会社との間で、25年4月1日付けで学校給食用牛乳売買契約を締結した。

自社の配送ルートで学校に牛乳を配送し、毎月、納入通知書を届け、学校からは牛乳受領確認書を受領する同社が、牛乳受領確認書の数量及び地区ごとの落札納入価格に基づく牛乳代金を当法人に請求し、当法人はこれを翌月の所定の時期に同社に支払うというのが、学校給食用牛乳売買契約の趣旨である。

同契約書第9条には、別途愛媛県畜産課から通知された数値を含め、次の表を掲げた。

区 分	知事が定めた供給価格	概算補助単価	暫定価格
紙 装	43.05 円	0.47 円	42.58 円

この表で概算補助単価とは、学校給食用牛乳の安定的需要の確保のために独立行政法人農畜産業振興機構から、実施要領に定めるところにより県酪連を通じて交付される補助金の見込額を、県内供給予定数量（総本数）で除して得られる単価であり、これを控除した暫定価格が、当面、県内一律の保護者負担額となった。

#### (ウ) 牛乳代金の精算

年度末に、県全体の年間供給数量（本数）が確定すれば、その時点で、確定補助金（総額）と確定補助単価が得られ、さらに保護者負担総額と1本当たりの保護者負担確定価格も得られる。

25年度における牛乳の税抜確定価格は、次の表のとおりであった。

区 分	知事が定めた供給価格	確定補助単価	確定価格
紙 装	43.05 円	0.47 円	42.58 円

### 第3回評議員会

暫定補助単価と確定補助単価との間に差が生じなかったため、年度末における精算の内容は、確定補助単価に係る消費税分にとどまった。その仕組みは、次のとおりである。

毎月の牛乳代金の請求・領収も、年度末の牛乳代金の精算も、ともに消費税込みである。消費税込みで表せば、上の表の数値には次のような関係がある。

$$(43.05 \text{ 円} \times 1.05) - (0.47 \text{ 円} \times 1.05) = (42.58 \text{ 円} \times 1.05)$$

しかしながら、補助金は、消費税分を含まない額であるため、税込の保護者負担額は、次の式で表される。

$$(43.05 \text{ 円} \times 1.05) - (0.47 \text{ 円} \times 1.00) = (42.58 \text{ 円} \times 1.05) + (0.47 \text{ 円} \times 0.05)$$

このため、25年度末には、確定補助金額に係る消費税分に年間供給本数を乗じて得た金額の精算を行うこととなったものである。

年度	牛乳供給量	牛乳供給額
23	22,248 千本	934,072 千円
24	22,169	936,840
25	21,887	932,433

#### (エ) 学校給食用牛乳供給計画の策定及び実態調査

当法人は、実施要綱に定めるところにより、県酪連との間で、25年4月1日付けで愛媛県学校給食用牛乳供給事業委託契約を締結した。

当法人は、学校給食用牛乳供給計画の策定及び実態調査並びに取りまとめの報告を、県酪連から受託するというのが、この契約の趣旨である。

県酪連からは、別途、需要計画表を5月15日までに提出するよう依頼を受けて、調査対象である市町教育委員会、小中学校長、給食センター所長、中等教育学校長、特別支援学校長及び関係施設長に対して、4月5日付けで照会文書を発出し、これらの回答を取りまとめた結果を5月10日付け公財媛学給第12号で県酪連に提出した。

この調査結果は、学乳需要の現状を把握する一方で、卒業数・入学数の見込みを加味することによって、26年度の需要見込を立てることができるものである。

25年度事業受託金収入：96千円。
-------------------

エ 果汁



### 第3回評議員会

学校給食用果汁について、従来は、次の表に掲げるものを供給してきた。

用途	銘柄	処方	規格	供給価格
飲用	POMみかんいよかんジュース	みかん 80 : いよかん 20	125ml	31 円
調理用	POM国産温州みかんジュースβ	みかん 100	1ℓ	260 円
	POMみかんいよかんジュース	みかん 80 : いよかん 20	125ml	31 円

しかしながら、学校給食用果汁の供給を開始した昭和 55 年度以降の愛媛県内温州みかんの栽培面積及び生産量の推移は、次の表のとおりであり、果汁生産量は減少を続けてきた。

(株式会社えひめ飲料提供資料から抜粋)

年	温州みかん		温州みかん果汁		搾汁実績指数
	栽培面積(ha)	生産量(t)	加工比率(%)	搾汁実績(t)	
昭和 55	16,500	406,900	27.6	112,480	100.0
60	14,200	328,600	26.2	85,971	76.4
平成 2	10,600	267,500	19.0	50,693	45.1
7	10,200	220,400	12.1	26,700	23.7
12	9,060	175,800	11.5	20,171	17.9
17	8,280	189,000	13.7	25,956	23.1
22	6,920	115,600	7.0	8,040	7.1

株式会社えひめ飲料によれば、平成 12 年を境に原料果実の入庫量が減少、年によっては同社の果汁年間使用量を下回る量になり、対策として、POMブランドでの県内産みかん果汁の使用を削減し、県内産に限定した製品の終売を行うなど、県内産果汁の使用を控えて学校給食用果汁を確保してきた。

平成 22 年には同社の果汁年間使用量の半分に満たない原料入荷状況となり、それまでなんとか確保していた県内産みかん果汁の需給バランスが大きく崩れ、聖域として守ってきた学校給食用みかんいよかんジュースの処方、従来「みかん 80 : いよかん 20」としてきた処方を「みかん 50 : いよかん 50」に変更せざるを得なくなった。

また、調理用果汁の主体である「POM国産温州みかんジュースβ」を、みかん果汁比率の低い「POMポンジュース」に変更せざるを得なくなった。

なお、みかん果汁より高価ないよかん果汁のブレンド比率を高めること及び学校給食用に県内産みかん果汁を大量に使用するため他の製品に使用のみかん果汁を県外から購入することから、25 年度における果汁価格の一部値上げが必要となった。

このため、25 年度における学校給食用果汁は、次の表のとおりとなった。

第3回評議員会

用途	銘柄	処方	規格	供給価格
飲用	POMみかんいよかんジュース	みかん 80 : いよかん 20 年度途中から みかん 50 : いよかん 50	125ml	34 円
調理用	POM国産温州みかんジュースβ 年度途中から POMポンジュース	みかん 100 年度途中から みかん 10 : オレンジ 90	1ℓ	260 円 年度途中から 250 円
	POMみかんいよかんジュース	みかん 80 : いよかん 20 年度途中から みかん 50 : いよかん 50	125ml	34 円

年度	果汁供給量	果汁供給額
23	1,642 千本	52,306 千円
24	1,859	58,613
25	1,667	56,757

オ その他の基本物資

その他の基本物資については、次の表に掲げる税抜供給価格で供給した。

物資名		単位	供給価格
脱脂粉乳		1 kg	514 円
アルファ化赤飯		14kg	10,710 円
		20kg	15,000 円
精麦	押麦（普通品・ビタミン強化品）	1 kg	243 円
	白麦（普通品・ビタミン強化品）		
	切断無圧ペン（普通品・ビタミン強化品）		
強化米		1.2kg	1,400 円

注 脱脂粉乳で、パン材料以外（調理用）に使われたものはなかった。

25 年度供給額：基本物資供給額のうち 2,968 千円。

(3) 一般物資の供給

一般物資については、年度当初に学校等との間で売買契約を締結し、年間を通じて常温保存食品約 300 品目及び冷凍保存食品約 400 品目を、県内全域へ供給した。

(4) 安定価格で安定供給

### 第3回評議員会

教職員分も含めると1日約124千食に及ぶ県内学校給食需要に一元的に応えることで生まれるスケール・メリットを活かし、物資を安定価格で供給した。

公益財団法人として、スケール・メリットを保護者負担の軽減に直結させている。

#### (5) 良質な物資の選定

ア パンについては、毎学期1回、抜取試料である学校給食用パンを持参した学校関係者立会のもとで、外観（焼色・形整形・皮質・焼均等）・内相（すだち・色相・触感・香・味）の各要素にわたる品質調査を実施した（調査員は、当法人基本物資係長、大手製粉会社技術者及び県パン協同組合理事長）。

イ 一般物資（季節的な行事食であるものを除く。）については、物資選定委員会の委員（県教育委員会指導主事、学校長、学校栄養職員、学校給食センターの長等）により、価格・調理性・嗜好性・栄養価等の基準に則って選定し、取扱物資として登録した。物資選定委員会の開催状況は、次の表のとおりであった。

区 分	第1回		第2回	
開 催 日	平成25年10月17日		平成26年2月13日	
定 足 数	21		21	
出席委員数	23		25	
諮問品目数	常温物資	冷凍物資	常温物資	冷凍物資
	18	28	16	18
選定品目数	17	28	16	17

#### (6) 価格情報の開示

25年度における基本物資の価格は、当法人の運営原資となる事務費等の積算根拠も添えて、平成25年3月19日付け愛学給第42号により愛媛県教育委員会教育長に通知し、同月29日付け24教保第686号による了知を得た後に、学校に対して通知した。

一般物資の価格は、平成25年度学校給食用一般物資価格表（以下「価格表」という。）に掲載し、学校に対して年度当初に配布した。

価格表に掲載した常温・チルド食品252品目、冷凍食品274品目、衛生用品13品目、洗剤2品目及びエプロン2品目のうち、常温食品15品目については、市場価格の変動が大きいため、その価格は別途毎月通知することとしたが、その他の食品については、

### 第3回評議員会

年度内同一価格とした。

また、行事食として使用される一般物資については、一部価格表に掲載したものも含めて、使用時期に先んじてリーフレットに掲載して学校等に案内した。行事食リーフレットによる案内の状況は、次の表のとおりであった。

時期	テーマ	主な物資	品目数
5月	端午の節句	柏餅等	10品目
6月	虫歯予防デー	するめ、昆布、グミ等	5
7月	七夕、土用の丑の日	星形ゼリー、星形ポテト、うなぎ蒲焼等	10
9月	お月見	月見団子等	11
10月	秋の味覚	生むき栗、さつまいも、サンマ、かぼちゃ等	11
12月	歳末	クリスマスケーキ、チキン等	20
1月	給食週間	カップ蓋に給食週間をデザインしたプリン	1
2月	節分、祝行事	福豆、紅白大福、いわし等	9
3月	ひな祭り、進級卒業	ひなあられ、ケーキ、すだちゼリー等	16

価格表を配布することで、年間を通じて、給食献立の安定的作成を支援するとともに、類似物資の価格高騰を抑制する機能を果たしたものと考えられる。

## 2 学校における食育の推進の支援に関する事業

### (1) 学校給食関係者を対象とした研修会の開催

#### ア 栄養教諭・学校栄養職員研修会（県教育委員会と共催）

学校給食栄養管理者である栄養教諭及び学校栄養職員が食育推進等の知識・技術の習得及び資質の向上を図る研修会を、次の表のとおり開催した。

主催	公益財団法人愛媛県学校給食会	
日時	平成25年11月20日（水）10:00～16:00	
場所	愛媛県学校給食総合センター	
内容	開会挨拶	愛媛県教育委員会保健体育課 高橋 仁課長
	講義及び調理実習	「子どもたちの今、そして未来を輝かせるために」 講師 料理研究家&食育アドバイザー 中村和憲氏
	講義	「お米と炊飯の基礎知識」 講師 株式会社ひめライス 武田 司 事業部長 同社営業課 河島友幸 ご飯ソムリエ

### 第3回評議員会

	研修報告	平成25年度健康教育指導者養成研修食育専門コース 研修報告 報告者 伊予市立郡中小学校 坪内由紀 栄養教諭 松山市立湯山小学校 鋸本知佐 栄養教諭 助言者 愛媛県教育委員会保健体育課 石山 香 指導主事
参加者	47人	

#### イ 学校給食調理従事職員研修会（県教育委員会と共催）

学校給食調理従事職員の衛生管理、食育推進等の知識の習得及び資質の向上を図る研修会を、次の表のとおり開催した。

	南予教育事務所管内	中予教育事務所管内	東予教育事務所管内
日時	8月6日 10:40～15:00	8月7日 10:40～15:00	8月21日 10:40～15:00
場所	愛媛県歴史文化博物館	テクノプラザ愛媛	愛媛県総合科学博物館
参加者	238人	142人	164人
内容	講義 「学校給食と衛生管理」		
	講師 愛媛県東予地方 局健康福祉環境 部生活衛生課 青野学 担当係長	講師 愛媛県中予地方 局健康福祉環境 部生活衛生課 渡部孝幸 課長	講師 愛媛県南予地方 局健康福祉環境 部生活衛生課 千葉美帆 専門員
	講話 「子どもたちの今、そして未来を輝かせるために」 講師 料理研究家・食育アドバイザー 中村和憲 氏		
	講義 「食物アレルギーへの理解」 講師 県教育委員会保健体育課 石山香 指導主事		

#### (2) 食育教材の無償貸与

学校等に対して、スライド、紙芝居、ビデオ、CD、DVD等の食育教材の無償貸与を行っており、25年度における貸与実績は、次の表のとおりであった。

	貸与教材	貸与先
紙芝居	きこえたね！ いただきます	松山市立堀江小学校
	おふくちゃんの おいしいごはん	松山市立みどり小学校
	おやおやもったいない！	松山市立堀江小学校
	はなたろうと あかべえ	松山市立みどり小学校
	おいしいランドのたんけんたい	松山市立堀江小学校

第3回評議員会

	ありがとう！ はやね はやおき あさごは んマン	松山市日浦調理場
	なかよし おはしの はーちゃんと しーち ゃん	松山市日浦調理場
CD-R	食育クイズ デジタルカード	松山市立久谷中学校 鬼北町立近永小学校 松山市立みどり小学校
	初めての食育	愛媛調理製菓専門学校
DVD	学校の管理下における 食物アレルギーへの 対応	松山市城北調理場 松山市興居島調理場 愛媛調理製菓専門学校

(3) 所有施設の無償貸与

学校栄養職員等に対し、愛媛県学校給食総合センター2階調理実習室（90 平米）及び会議室（87 平米）の無償貸与を行っており、25 年度の貸与実績は、次の表のとおりであった。

貸与施設	貸与回数	貸 与 先
会議室	7 回	愛媛県学校栄養士協議会

(4) 学校給食用物資・食育関連情報の収集と情報提供

ア 学校給食用物資の多岐にわたる詳細な資料を収集し、そのうち、名称・銘柄・製造者・工場所在地・内容量・価格（外税）・冷凍食品にあつては調理方法・原材料配合割合・アレルギー物質・100g 当たり栄養分析・特長・食品検査の各項目について、価格表に掲載し、学校に対して配布した。

イ 米・輸入小麦・温州みかん等の主要農作物の生産動向を専門家から収集し、食育関連情報を給食関係全国大会、書籍等から収集し、必要に応じて、機関紙「えひめの給食だより」等に掲載して、県・市町教育委員会及び学校に対して配布した。機関紙の発行状況は、次の表のとおりであった。

号	第 106 号	第 107 号
発行日	平成 25 年 7 月 31 日	平成 26 年 1 月 15 日
記事内容	○「新はだか麦粉パン」のご紹介	○新年のごあいさつ（会長）

第3回評議員会

	<p>(愛媛県産業創出課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○愛媛県産新はだか麦粉パンについて(愛媛県パン工業組合篠崎清栄理事長)</li> <li>○公益財団法人愛媛県学校給食会の公益目的と事業</li> <li>○学校給食用精米に使用している米穀の生産状況について(全農愛媛中原一憲食糧生産課長)</li> <li>○公益財団法人愛媛県学校給食会物資選定委員会について</li> <li>○教材の御案内</li> <li>○食品豆知識&lt;ジェリーミート&gt;</li> <li>○筍大型缶詰の規格基準一覧表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新年のごあいさつ(県教育長)</li> <li>○「平成25年度食の安全に関する実技講習会」に参加して(新居浜市立泉川中学校松垣愛栄養教諭)</li> <li>○利用されてますか?「ATP簡易拭取り検査機器」</li> <li>○学校給食用パンの規格の変更について(御案内)</li> <li>○文部科学大臣表彰紹介</li> <li>○学校給食用パン工場体験会</li> <li>○食育教材貸出の御案内</li> </ul>
--	--	---

ウ 学校給食センター等から毎月、給食献立表を取り寄せ、「献立表集」にまとめて、学校給食センター等に配布することにより、献立表作成や郷土料理の紹介を支援した。

エ ホームページを株式会社エス・ピー・シーのレンタル・サーバー上に開設し、サイト更新作業を同社に委託している。ホームページには食育関連情報を掲載するとともに、食品検査等の結果を開示した。

オ 公益財団法人認定を記念し、県教育委員会保健体育課の協力を得て、次の事項を盛り込んだ下敷型の食育推進事業啓発資料を作成した。

テーマ	未来の自分をつくる 食べて動いてホップステップジャンプ	
第1コーナー	<p>どんなトレーニングがいいの?</p> <p><b>運動</b> 目標を決めて、トレーニング</p>	<p>一人でこつこつトレーニング</p> <p>みんなでワイワイトレーニング</p>
第2コーナー	<p>毎日の食事で気をつけるのはどんなこと?</p> <p><b>栄養</b> 給食で学ぶ成長期の食事</p>	<p>①主食 ②主菜 ③副菜 ④果物 ⑤牛乳・乳製品</p> <p>水分補給には?</p>
第3コーナー	<p>スポーツ大会当日の食事はどんなものがいいの?</p> <p>スポーツ大会当日の食事のポイント</p>	<p>朝食(試合開始3時間前)</p> <p>試合終了後(夕食までの間)</p> <p>夕食(試合終了後)</p>

### 第3回評議員会

	ト	補食は何がいい？ なぜ果汁 100%飲料？
生活リズムを 作るには？	<b>休養</b> 寝る子は育つ！ よく動き、よく眠る	

小学校高学年を対象としたこの資料を 15,000 部作成し、5 月には各市町教育委員会を通じて新 5 年生に 12,332 部を、別途特別支援学校等に 2,070 部を配布した。

#### (5) 地場産物利用の積極的推進

「生きた教材」として食育に大きな役割を果たす地場産物の利用を積極的に推進することを通して、地産地消に寄与している。

##### ア 地場産物を利用した基本物資

米穀、牛乳についてはすべて県内産のものを使うほか、パンについては一部県内産の小麦粉・裸麦粉・みかん果汁を使ったものも供給した。

特に裸麦粉パンに関しては、「小麦粉 80：裸麦粉 20」の従来品に加え、新たに「裸麦粉 80：グルテン 20」のミックス粉を使ったパンの試作と試食普及に努めるとともに、8 月 8 日には伊予市内有限会社篠崎ベーカリーに委託加工工場技術者を招集して、試作研修を行った。

##### イ 県内産農林水産物を利用した加工食品

県内産農林水産物を原材料にした加工食品の利用を促進するため、25 年度学校給食用一般物資価格表に県産品紹介のページを設け、常温食品 17 品目及び冷凍食品 28 品目を掲載したほか、ホームページでも紹介した。

#### (6) 親子を対象とした体験会の開催

学校給食用パンの製造工程を親子で見学することで、学校給食が、それにかかわる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるとともに、家庭におけるおいしいパン作りのヒントが得られる機会を提供するため、親子を対象とした学校給食用パン工場体験会を、次の表のとおり開催した。



### 第3回評議員会

開催日	平成25年12月21日(土)
開催場所	松山市内 株式会社玉川製パン所
協力工場	株式会社玉川製パン所
参加者	松山市立三津浜小学校児童を含む親子16組43人
内容	1 工場設備と学校給食用パン製造過程の見学・説明 2 色々なパン生地を使って、オリジナルパン作りにチャレンジ

### 3 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業

#### (1) 学校給食用物資の安全性の確認

ア 学校給食用物資は、あらかじめ、次に掲げるような安全情報まで厳密に確認した上で精選し、物資選定委員会に諮った。

- (ア) 製造者の食品衛生監視票点数(検査年月日)
- (イ) 栄養成分分析成績
- (ロ) アレルギー物質を含む食品に関する調査票
- (ハ) 細菌検査成績書
- (ニ) 原材料の原産地
- (ホ) 食品添加物の詳細(遺伝子組換え食品の該非)
- (ヘ) 容器包装材料の詳細

イ 食品検査は、信頼できる検査機関に委託した。

#### (ア) 精米及び小麦粉

##### ① 精米の品位検定・品種鑑定

精米の品位検定・品種鑑定は、一般財団法人日本穀物検定協会に対して次の表のとおり委託して実施した。

	品位検定		品種鑑定	
	実施月	回数	実施月	回数
東予地域	7	1	7	1
中予地域	5・7・9・12・2・3	6	7・12・2	3
南予地域	6・9・12・1・3	5	12・12・1	3
四国中央市	4・6・9・12	4	9	1
新居浜市	11・2	2	11	1

第3回評議員会

西条市旧西条	4・6・10・11・12・2	6	10・12	2
〃 旧東予市周桑郡	4・6・1・2	4	1	1
今治市旧今治	5・7・11・1	4	11	1
〃 旧越智郡陸地部	5・7・11・1	4	11	1
〃 旧越智郡島嶼部	5・7・11・1	4	11	1
東 温 市	4・7・10・1	4	4・10	2
伊 予 市	4・7・11・2	4	11	1
松 前 町	4・7・11・2	4	11	1
大 洲 市	4・7・11・2	4	11	1
内 子 町	5・9・12・3	4	12	1
西 予 市	5・9・12・3	4	12	1
鬼 北 町	6・10・3	3	10	1
松 野 町	10・1	2	10	1
愛 南 町	6・10・1・3	4	10	1
合 計		73		25

品位検定の結果は、いずれも、次の表に掲げる品位基準を満たしたものであった。

最低限度	最高限度						
	水分 (%)	粉状質粒及び被害粒			碎粒 (%)	異種穀粒及び異物	
		計 (%)	被害粒			もみ (%)	もみを 除いた もの (%)
計 (%)	計 (%)		着色粒 (%)				
2等標準品	15.0	20	2	0.2	10	0.0	0.1

※ 標準品の水分の最高限度は、当分の間、1.0を加算したものとする。

品種鑑定は、米の品種ごとのDNA塩基配列の違いに着目したSNPs法（スニップス法）による定性分析であり、試料を一括して粉碎して分析するものである。新米の収穫時期を中心に委託実施した分析の結果、不一致（異品種の混入）という結果が出たものが若干あった。

その一部については、25粒を抽出して行う定量分析を試行した。

試料と異なる品種が混入する可能性の主なものは次のとおりであるが、事案ごとの原因究明によっても、原因の特定には至らなかった。

- 収穫時期の境目で前作の品種が混入する（機械、集荷施設等の清掃の徹底で除去できる。）。

### 第3回評議員会

- 生産農家における自家採種の際に、種もみに異品種が混入する。
- 育苗センターにおける育苗の際に、苗に異品種が混入する。

不一致の鑑定結果が出たものについて後日再鑑定に付した結果は、いずれも試料の品種と一致した。このことから、混入原因としては収穫時期の境目に当たるものの可能性が高いものと考えられた。

可能性がある原因については、生産段階、流通段階を通じて除去するよう、米穀供給事業者に強く申し入れを行った。

#### ② 学校給食用小麦粉の規格検定

25年4月1日付けで日本穀物検定協会と25年度学校給食用小麦粉検定契約を締結した。学校給食用小麦粉の規格検定については、同法人に対して次の表のとおり委託して実施し、同表の結果を得た。

原麦産地銘柄	検定月日	検定数量	合格数量
強力粉 アメリカ産DNS	3月25日	1,309袋 (32,725kg)	1,309袋
	4月19日	920 (23,000)	920
	4月26日	944 (23,600)	944
	5月24日	1,916 (47,900)	1,916
	6月25日	1,312 (32,800)	1,312
	8月20日	1,318 (32,950)	1,318
	9月26日	1,813 (45,325)	1,813
	10月21日	1,631 (40,775)	1,631
	11月25日	1,132 (28,300)	1,132
	12月20日	1,221 (30,525)	1,221
	1月23日	1,836 (45,900)	1,836
	2月21日	1,188 (29,700)	1,188
	合計	16,540 (413,500)	16,540
強力粉 西予市産ミナミノカオリ	9月25日	380 (9,500)	380
強力粉 今治市産ミナミノカオリ	9月25日	734 (18,350)	734

#### (イ) 学校給食用牛乳の成分規格検査

学校給食用牛乳の成分規格検査は、松山市新玉学校給食共同調理場から試料の

### 第3回評議員会

提出を受け、松山市保健所に委託して、次の表のとおり実施した。同表の検査結果は、県教育委員会保健体育課長、県農林水産部畜産課長、松山市新玉学校給食共同調理場及び四国乳業株式会社愛媛支店長に対して報告した。

区分	検査月日	検査結果	報告月日
第1回	4月23日	乳等省令の成分規格に適合している。	5月2日
第2回	6月11日	乳等省令の成分規格に適合している。	6月20日
第3回	9月17日	乳等省令の成分規格に適合している。	9月26日
第4回	10月29日	乳等省令の成分規格に適合している。	11月6日
第5回	1月21日	乳等省令の成分規格に適合している。	1月29日
第6回	2月25日	乳等省令の成分規格に適合している。	3月6日

なお、「乳等省令の成分規格」は、乳及び乳製品の成分規格に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）別表の二の(二)の(1)の1において、次のように定められているものである。

項目	区分	内容
無脂乳固形分		8.0%以上
乳脂肪分		3.0%以上
比重（摂氏15度において）	ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの	1.028-1.034
酸度（乳酸として）	ジャージー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの	0.18%以下
細菌数（標準平板培養法で1ml当たり）		50,000以下
大腸菌群		陰性

#### (ウ) 一般物資の抜取細菌検査

一般物資の抜取細菌検査は、次の表のとおり松山市保健所に対して委託して実施し、同表の結果を得た。

区分	検査月日	検体名	検査結果
第1回	6月17日	きくらげスライス（100g袋）	異常なし
		朝のYoo（125ml）	異常なし
		朝のYoo 低糖・低脂肪（125ml）	異常なし
		ロイヤル 七夕ゼリー（巨峰）（40g）	異常なし
		ケチャップ（1kg）	異常なし

### 第3回評議員会

第2回	10月29日	神戸プチフル（フォンダンショコラ風）	異常なし
		大栄ストロベリーゼリー（40g）	異常なし
		スクールランチジャンボ餃子（28g）	異常なし
		ノンオイル玉ねぎドレッシングポーション	異常なし
		JAS特級ウスターソース	異常なし
第3回	1月21日	カセイ食品クリスタルキャロット（1kg）	異常なし
		カセイ食品クリスタルアップル（1kg）	異常なし
		カセイ食品角切スイートポテト（1kg）	異常なし
第4回	2月25日	大豆の華（フレーク）	異常なし
		愛媛県産乾燥にんにく（チップ）	異常なし
		SNF蒸し挽き割り大豆	異常なし
		米粉めん7 ハーフ	異常なし
		みかん国産レトルト	異常なし

なお、検査項目は検体1g中の生菌数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌・サルモネラ・腸管出血性大腸菌O-157であり、検査方法は食品衛生検査指針に準拠したものであった。

#### (エ) 一般物資の食品中の放射性物質の試験

一般物資の食品中の放射性物質の試験は、愛媛県立衛生環境研究所に対して次の表のとおり委託して実施し、同表の結果を得た。

区分	試料受付日	試料名	検査結果
第1回	3月27日	ぶどう（デラウェア）缶	5.0Bq/kg 未満
		国産白桃（角切り）	5.0Bq/kg 未満
		国産ぶどうゼリー80（鉄・繊維入り）	5.0Bq/kg 未満

なお、検査項目は放射性セシウム134・放射性セシウム137・ヨウ素131であり、使用されるゲルマニウム半導体検出器の検出限界は5.0Bq/kgであった。

25年度委託費のうち食品検査委託料：686千円
-------------------------

ウ 常温保存一般物資は所有倉庫（348平米）で、常温保存基本物資及び冷凍保存一般物資は営業倉庫を借りて、適正に保管した。

第3回評議員会

25年度保管料のうち営業倉庫賃借料:12,613千円

エ 学校に対して、必要に応じて牛乳・果汁用の冷蔵庫（8台）の無償貸与を行っており、25年度における貸与実績は、次の表のとおりであった。

貸与品	時 期	貸与先
冷蔵庫No.1	6月～3月	内子町立大瀬小学校

(2) 衛生管理の徹底

ア 学校等に対して、必要に応じて衛生検査機器の無償貸与等を行い、衛生管理、衛生教育を支援しており、25年度における貸与等の実績は、次の表のとおりであった。

貸与品	提供品	時期	貸与・提供先
手洗いチェッカー	蛍光ローション	7月	松山市和気調理場
		10月	松山市立堀江小学校
		10月	四国中央市教育委員会
ATP検査器具 「ルミテスター」	検査試薬 「ルシパック・ ワイド」	7月	松山市和気調理場
		8月	伊予市立伊予小学校
		10月	四国中央市教育委員会
		11月	西条市立西条南中学校
ふらん器	—	—	—

25年度消耗品費のうち、検査試薬購入額：38千円

イ パン委託加工工場及び炊飯委託施設を対象とした指導及び衛生管理調査  
パン委託加工工場及び炊飯委託施設は、毎年度、各施設概要書に基づいて選定、委託しており、委託契約締結日に衛生管理について指導するとともに、年度内に現地調査を実施し、必要に応じた指導を行った。

パン委託加工工場及び炊飯委託施設における衛生管理に資するために、年間を通じて食品用放射温度計及び卓上型手指消毒器を貸与し、定期的に消毒液の補充を行った。

他県において重大なノロウイルス感染事案が発生したことを受けて、26年2月12

### 第3回評議員会

日には、注意を喚起する文書とともに、日本食品衛生協会出版「ノロウイルス食中毒・感染症からまもる!!その知識と対策」をパン委託加工工場及び炊飯委託施設に配布した。

また、26年3月28日には、イカリ消毒株式会社から専門家を講師に招き、パン委託加工工場及び炊飯委託施設の担当者を集めて、異物混入防止にも力点を置いた衛生管理講習会を実施した。

25年度消耗品費のうち、手指消毒液購入額:19千円

ウ 職員の健康管理に努め、公益財団法人愛媛県総合保健協会に毎月委託して実施した腸内細菌検査の結果を学校に対して報告した。

また、ノロウイルスに対して特に警戒を要する12月から翌年3月までは、月例腸内細菌検査に合わせてノロウイルスの検査を受けることとした。

日々の励行事項を業務方法細則に定めるなど、食品納入業者としての衛生管理の徹底を図った。

冷凍食品等を適切な温度管理のもとで納品するため、食品用放射温度計をすべての冷凍配送車両に配備した。

25年度委託費のうち、保菌検査委託料:184千円

## II その他の事業（収益事業）

### 1 保育所等の社会福祉施設における給食用物資の供給に関する事業

#### (1) 概況

収益事業すなわち公益目的事業以外の事業については、今後永続する少子化に伴う児童生徒数の減少により、学校給食用物資を安定価格で供給できる要因であるスケール・メリットが徐々に減少し、相対的なコスト高を招く事態に備えて、事業量を拡大して、公益目的事業の推進に資するためのものである。

供給する物資については、業務方法書第19条（その他物資の選定）に定めるとおり、学校給食用物資と同規格のものを選定し、当該物資の選定が学校給食用物資の供給価格の安定を妨げ、又は学校給食用物資の安定供給を妨げることがないようにした。

供給価格については、業務方法書第21条（その他物資の供給価格）に定めるとおり、学校給食用物資の価格を下回らないものとした。

収益事業ではあるが、学校給食につながる保育所給食の充実に寄与することが有意

### 第3回評議員会

義であるため、当面は、業務方法書第20条（その他物資の供給）第1号に定める、給食を実施する保育所（認定こども園を除く。）を重点対象とした。

また、手堅い事業運営に徹するため、その対象地域は、近隣地域から徐々に拡大していくものとし、事業案内の活動にも経費を掛けない方法から始めるものとした。

以上の方針とともに収益事業の開始について認定を申請した結果、25年10月1日付け25教保第353号をもって、愛媛県知事から、収益事業をも実施する公益財団法人としての認定を受けた。

なお、供給対象物資については、次の(2)及び(3)の範囲を定めて、松山市内の保育所を中心に営業活動を行ったが、年度の途中からという要素もあって、十分な成果は得られなかった。

#### (2) 基本物資の供給

パンについては、学校給食向けに県内12箇所の委託加工工場を有しているが、各工場の生産能力、輸送能力、学校給食以外の収入源の有無は一律ではないため、新規供給先を開拓するとなれば、各工場に任せざるを得ない。また、新規供給先に対して、当法人の委託加工工場として供給するか、独自に供給するかの判断も、工場によって異なってくるものと考えられた。

このため、各工場が学校給食用パン委託加工工場の指定を返上しないという前提条件のもとに、新規供給先の開拓を進めた。

なお、パン以外の基本物資については、供給を行わないこととした。

25年度給食用物資供給収入605千円のうち、パン供給収入:286千円
------------------------------------

#### (3) 一般物資の供給

学校給食用一般物資価格表に登載した常温保存食品及び冷凍保存食品合計で数百品目のうちから、学校給食用物資と同一価格で供給した。

25年度給食用物資供給収入605千円のうち、一般物資供給収入:319千円
--------------------------------------

## 2 保育所等の社会福祉施設における食育の推進の支援に関する事業

#### (1) 食育教材の無償貸与

保育所等に対して、スライド、紙芝居、ビデオ、DVD等の食育教材の無償貸与を行うこととしたが、25年度は給食物資供給の営業活動に終始したため、貸与実績はな



い。

(2) 給食用物資・食育関連情報の収集と情報提供

ア 給食用物資に関する情報開示

給食用物資の名称・銘柄・製造者・工場所在地・内容量・価格（外税）・冷凍食品にあつては調理方法・原材料配合割合・アレルギー物質・100g当たり栄養分析結果・特長・食品検査の各項目を掲載した学校給食用一般物資価格表を、保育所等に対しても配付した。

イ 農作物作況に関する情報収集と必要に応じた開示

米・輸入小麦・温州みかん等の主要生産物の生産動向を関係各方面の専門家から収集し、必要に応じて提供することとし、機関紙「えひめの給食だより」のバックナンバーを見本として配布した。

ウ ホームページの運営

ホームページを運営し、食育関連情報を掲載して提供するとともに、食品検査等の結果を開示した。

3 保育所等の社会福祉施設における給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業

(1) 給食用物資の安全性の確認

給食用物資については、詳細な安全情報を収集、確認した上で精選し、物資選定委員会に諮った学校給食用物資を用いた。

(2) 食品検査の委託実施

信頼できる検査機関に食品検査を委託した学校給食用物資を用いた。

(3) 物資の保管

ア 給食用物資の適正保管

常温保存一般物資は所有倉庫で、冷温保存基本物資及び冷凍保存一般物資は営業倉庫を借りて、適正に保管した。

イ 牛乳・果汁用冷蔵庫の無償貸出

### 第3回評議員会

牛乳・果汁用の冷蔵庫（8台）を、必要に応じて、保育所等に対して無償貸与することとしたが、25年度は給食物資供給の営業活動に終始したため、貸出実績はない。

#### (4) 衛生管理の徹底

##### ア 衛生検査器具の無償貸出及び検査試薬の無償提供

保育所等に対して、必要に応じて次に掲げる衛生検査機器の無償貸与を行い、衛生管理、衛生教育を支援することとしたが、25年度は給食物資供給の営業活動に終始したため、貸出実績はない。

- ① 手洗いチェッカー（3台）の無償貸与と蛍光ローションの無償提供により、普段の手洗いで洗い残しが多いことを体験できる教材としての活用に努める。
- ② 調理設備・器具の拭取検査結果（微生物の有無）が即座に数値化される拭取検査用ATP検査器具（3台）の無償貸与と検査試薬の無償提供により、調理場の衛生管理を支援する。
- ③ ふらん器（10台）を無償貸与し、調理場の衛生管理を支援する。

イ 職員の健康管理に努めて、月例保菌検査の結果を保育所等に対して報告し、また、配送車に排ガス浄化装置を付けるなど、食品納入業者としての衛生管理を徹底することとしたが、25年度は給食物資供給の営業活動に終始したため、物資供給実績のある保育所等が少なく、報告実績はない。

#### <管理部門>

##### 1 評議員会

区分	月日	出席数	決議事項・報告事項
第1回 (臨時)	4月 10日	評議員5 監事3	① 評議員会運営規則の制定の件 ② 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の制定の件 ③ 平成25事業年度事業計画及び収支予算の件
第2回 (定時)	6月 11日	評議員6 監事2	① 定款の一部変更の件 ② 評議員会運営規則の一部変更の件 ③ 平成24年度事業報告及び計算書類等の承認の件 ④ 平成25年度事業計画及び収支予算の一部変更の件

### 第3回評議員会

注 開催場所は、いずれも愛媛県学校給食総合センターである。

## 2 理事会

区分	月日	出席数	決議事項・報告事項・(決議の省略)・(報告の不要)
第1回 (臨時)	4月 10日	理事 6 監事 3	① 外部理事(外部監事)の賠償責任限定に関する契約書の件 会長職務の執行状況の報告 理事長職務の執行状況の報告
第2回 (通常)	5月 27日	理事 7 監事 3	① 平成24年度事業報告及び計算書類等の承認の件 ② 特定費用準備資金等取扱規程の制定の件 ③ 特定資産取得・改良資金の保有の件 ④ 平成25年度事業計画及び収支予算の一部変更の件 ⑤ 第2回評議員会(定時評議員会)の招集の件 ⑥ 外部理事の賠償責任限定に関する契約書の件 ⑦ 物資選定委員会委員の選任の件 ⑧ 給与規程の一部変更の件
第3回	6月 19日	決議の省略	(会計処理規程等の一部を変更する規則の制定) 提案:和田典夫理事
第4回	8月 5日	決議の省略	(中村和憲理事と法人との取引の承認) 提案:中村和憲理事
第5回	8月 21日	報告の不要	(第4回理事会において承認された利益相反取引のうち、南予地区及び中予地区で開催された学校給食調理従事職員研修会において講師を務めたことについての重要な事実の報告)
第6回	8月 29日	報告の不要	(第4回理事会において承認された利益相反取引のうち、東予地区で開催された学校給食調理従事職員研修会において講師を務めたことについての重要な事実の報告)
第7回	9月 20日	決議の省略	(平成25年度正味財産増減予算書(補正予算)の一部変更) 提案:和田典夫理事
第8回	12月 2日	報告の不要	(第4回理事会において承認された利益相反取引のうち、平成25年度栄養教諭・学校栄養職員研修会において講師を務めたことについての重要な事実の報告)

### 第3回評議員会

区分	月日	出席数	決議事項・報告事項・(決議の省略)・(報告の不要)
第9回 (臨時)	1月 14日	理事 10 監事 2	① 寄附金等取扱規程の制定の件 ② 業務方法細則の一部変更の件 ③ 学校給食用米穀・精麦・小麦粉取扱規程の一部変更の件 ④ 給与規程の一部変更の件 会長職務の執行状況の報告 理事長職務の執行状況の報告
第10回 (通常)	3月 4日	理事 6 監事 2	① 特定費用準備資金の保有の件 ② 平成26年度事業計画及び収支予算の件 ③ リスク管理細則の一部変更の件 ④ 文書取扱規程の一部変更の件
第11回	3月 19日	決議の省 略	(学校給食用パン優良工場褒賞規程の一部変更) 提案：和田典夫理事

- 注 1 「決議の省略」とは、提案に対して、理事全員からは同意の意思表示を、監事全員からは異議のない旨を、それぞれ書面で受けた上で、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものであり（定款第44条に依拠）、表中の月日は、当該みなすこととなった日を表す。
- 2 「報告の不要」とは、理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したとき、その事項を理事会に報告することを要しないこととするものであり（定款第45条に依拠）、表中の月日は、当該要しないこととした日を表す。
- 3 現に開催された理事会の開催場所は、いずれも愛媛県学校給食総合センターである。

### 3 業務執行体制等

#### (1) 役員等の状況

25年度末現在の状況は、次の表のとおりである。

#### ア 役員（理事及び監事）

氏名	地位	兼職の状況
加戸守行	理事	会長・代表理事
和田典夫	理事	理事長・代表理事
黒田伸夫	理事	久万高原町教育委員長

### 第3回評議員会

黒田道代	理事	西予市立田之筋小学校長
摂津眞澄	理事	愛媛県PTA連合会
武井敦	理事	内子町立大瀬小学校長
武田憲成	理事	愛媛県PTA連合会
中村和憲	理事	料理研究家・食育アドバイザー
西原透	理事	今治市教育委員長
増池武雄	理事	八幡浜市教育委員会教育長
三好猛	理事	愛媛県PTA連合会会長
泉宗義宏	監事	愛媛県PTA連合会
小西奉文	監事	鬼北町学校給食センター所長
眞鍋清	監事	公認会計士

#### イ 評議員

氏名	地位	兼職の状況
岡田昌子	評議員	松山市立旭中学校長
角田智恵	評議員	愛媛県PTA連合会
篠原茂	評議員	四国中央市三島学校給食センター所長
神野早苗	評議員	愛媛県PTA連合会
高橋弘	評議員	一般社団法人日本健康倶楽部エヒメ支部松山診療所長
福本教次	評議員	新居浜市立泉川小学校長
藤田純隆	評議員	
森川圭三	評議員	西予市宇和学校給食センター所長

#### (2) 職員の状況

前年度末において一般物資管理係長の定年退職があったが、本人の就労意欲及び健康状態を評価した上で25年6月から再任用職員として任用した。

7月には経理係員が自己都合退職したが、後任を新規採用して補充した。

25年度末現在の専従職員数は15人（うち臨時職員3人）である。

#### 4 会計システムの構築

会計業務の迅速対応・法人内データ管理の一元化を目指す会計システムを構築するため、24年度に応研株式会社の会計ソフト「公益大臣」を導入して以来調整を重ね、25年7月から月次決算が可能になった。